

屋外広告物の安全点検の強化について

近年、全国で屋外広告物が落下・倒壊する事故が多発しております。

そこで、袋井市では老朽化や不十分な安全管理による倒壊・落下を未然に防ぐため、広告物の許可更新時に実施される安全点検の取扱いを、次のとおり変更しました。

- ① **2020年4月1日から、堅ろうな広告物(建築基準法による工作物の確認申請が必要な高さ4m超の広告物)の点検実施者の資格要件が厳格化されました。**

堅ろうな広告物の点検者 (点検を行うことができる者)	変更前	変更後 (2020年4月1日以降)
屋外広告物点検技能講習修了者 【新たに追加】	—	○
屋外広告業者	○	×
屋外広告物講習会修了者	○	×
1級・2級建築士のうち、 屋外広告物講習会修了者	○	○
屋外広告士	○	○
広告美術仕上げ技能士等	○	○

<① に伴う対応のお願い>

「屋外広告業者」や「屋外広告物講習会修了者」の資格では、2020年4月1日以降、堅ろうな広告物の安全点検ができなくなりました。変更後の資格を有していない方は、屋外広告物点検技能講習の受講や、外部への委託等の対応をお願いいたします。

※点検実施者の資格要件は、実際に点検を行う個人の方が満たしていなければいけませんのでご注意ください。

※堅ろうな広告物に該当しないその他の広告物は、これまでどおり、どなたでも点検できます。

屋外広告物点検技能講習とは

- ・屋外広告物の事業者団体が実施するもので、広告物の点検に関する技能講習です。
- ・受講資格：屋外広告物業者であり、5年以上の工事経験年数があること等。

※詳しくは（一社）日本屋外広告業団体連合会のホームページをご覧ください。

URL <http://www.nikkoren.or.jp>

静岡県内での開催については、静岡県広告美術業協同組合へお問合せください。

TEL 054-283-3000 URL <http://shizukobi.com>

【問合せ先】袋井市役所 都市計画課 計画推進係

TEL 0538-44-3122 FAX 0538-44-3145

新しい点検報告書 (2020年4月1日以降)

2020年4月1日以降に更新申請等を行う場合は、この様式により安全点検を実施いただくようお願いします。

(内容)・堅ろうな広告物の点検実施者の資格要件が厳しくなることに伴って、点検実施者の欄が変更されています。

・点検項目は平成31年4月から17項目に増えています。

様式第3号 (第11条関係)

屋外広告物点検報告書

対象物件	広告物の種類					
	広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所					
	設置年月日					
	現在受けている許可の年月日及びその番号	年月日	年月日	番号	第号	
点検項目等	点検箇所	点検項目	補修を要する不良箇所	補修の概要		
	上部基礎構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有 無	年月日	補修の内容	
		2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	有 無	年月日		
		3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有 無	年月日		
	支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	有 無	年月日		
		2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	有 無	年月日		
	取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有 無	年月日		
		2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有 無	年月日		
		3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	有 無	年月日		
	広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	有 無	年月日		
		2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有 無	年月日		
		3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有 無	年月日		
	照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	有 無	年月日		
		2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有 無	年月日		
		3 周辺機器の劣化、破損	有 無	年月日		
	その他	1 附属部材の腐食、破損	有 無	年月日		
		2 避雷針の腐食、損傷	有 無	年月日		
3 その他点検した事項 ()		有 無	年月日			
点検した日時		年月日		午前 午後		
点検実施者	住所					
	氏名					
	資格等	<u>1 屋外広告士</u> <u>2 広告美術科の職業訓練指導員の免許所持者、広告美術仕上げ技能士又は広告美術科の職業訓練修了者</u> <u>3 一級又は二級建築士かつ屋外広告物講習会修了者</u> <u>4 屋外広告物点検技能講習修了者</u> <u>5 その他</u>				

(注) 対象物件が堅ろうな広告物又はこれを掲出する物件である場合は、点検実施者の資格等を証する書面又はその写しを添付すること。

〈変更部分〉

よくあるお問い合わせ（屋外広告物の安全点検関係）

Q1 屋外広告物講習会と屋外広告物点検技能講習との違いは何ですか
A1 (屋外広告物講習会) 都道府県・政令市が実施する、屋外広告物の設置等に関する知識を習得するための講習会です。屋外広告業者が各営業所ごとに選任する業務主任者や、堅ろうな広告物等の管理者となることができる資格の一つです。 (屋外広告物点検技能講習) 屋外広告業の事業者団体が実施する、広告物の点検に関する講習会です。堅ろうな広告物の更新時の点検者となることができる資格の一つです。屋外広告業者のみ受講可能です。
Q2 現在、堅ろうな広告物の管理者ですが、屋外広告物点検技能講習会の受講は必須ですか
A2 堅ろうな広告物の管理者の資格要件は変更ありません。 受講は不要ですが、堅ろうな広告物の更新時は、有資格者に安全点検を依頼してください。
Q3 広告主です。屋外広告物講習会を修了し、堅ろうな広告物の管理者となっていますが、更新時に点検者になれますか。
A3 令和2年4月以降は、屋外広告物講習会修了者の資格では、点検ができなくなります。有資格者に安全点検を依頼してください。
Q4 広告主です。堅ろうな広告物の安全点検を行える業者を教えてください。
A4 県ホームページに屋外広告業者の一覧を掲載していますので、最寄りの業者にお尋ねになるか、(公社)静岡県屋外広告協会(電話 054-252-5222)、静岡県広告美術業協同組合(電話 054-283-3000)にご相談ください。

【堅ろうな広告物とは】

建築基準法による工作物の確認申請が必要な高さ4m超の広告物
(鉄骨造りや石造り等の耐久性のある高さ4m超える広告塔、広告板など)

